

平成29年度 第3回新居浜市空家等対策協議会 会議録

1 日 時 平成30年2月23日（金） 10時00分～11時30分

2 場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室

3 出席者 会 長 1人  
委 員 11人（定数15人）  
事務局 6人

4 議 題 (1) 審議事項の公開・非公開について  
(2) 特定空家等の判定に対する意見について

5 内 容

事務局	<p>大変お待たせいたしました。</p> <p>お時間が参りましたので、只今から、平成29年度第3回新居浜市空家等対策協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p>
事務局	<p>ここで、本日の傍聴申し出についてですが、2件ございました。</p>
会長（市長）	<p>本日は、公開の会議ですので、傍聴を許可したいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、会次第に従いまして進行させていただきます。</p>
事務局	<p>開会にあたりまして、当協議会会長の新居浜市長 石川 勝行がご挨拶を申し上げます。</p>
会長（市長）	<p>改めましておはようございます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、全国的に空き家が増加しているのと同様に、所有者不明の土地が増加をいたしております。所有者不明土地問題研究会が昨年6月に行った試算によりますと、2016年に全国で約410万ヘクタールに達すると試算されております。これは、九州を上回る規模であり、対策を講じないまま2040年まで推移すると、約780万ヘクタールとなり、北海道本島に迫る規模になる計算とのことでございます。</p> <p>これらの土地所有者の把握が困難となる一因として、相続登記がされずに、相続が連鎖することで、時を経るに従いネズミ算的に法定相続人が拡大していることが挙げられます。</p> <p>空き家につきましても同様でございまして、老朽化が著しく、周</p>

	<p>辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等は、既に所有者がお亡くなりになられ、相続登記がなされていないケースが多く、担当課におきましても、その調査に時間を要しているところがございます。また、相続人が判明した後もその対応に苦慮しておりますことをご理解いただきたいと存じます。</p> <p>本日は、新居浜市から諮問のありました特定空家等の判定に対しまして、先日開催されました専門部会において、委員の方々からいただいたご意見の報告がございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今後におきましても、少しでも早く空家等の問題が解決に向け前進するよう努め、安全安心なまちづくりを推進してまいりますので、委員の皆様にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	ありがとうございました。
事務局	<p>これより先は着座にて進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>協議会設置要綱第4条により会長が議長になると規定されておりますので、これより先の議事進行は、会長にお願いいたします。</p>
会長（市長）	<p>それでは、規定によりまして、私がこれより議事を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、議題1「審議事項の公開・非公開について」でございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>着座で進めさせていただきます。</p> <p>（説明）</p> <p>個人に関する情報につきましては、慎重な配慮が必要と考えております。</p>
会長（市長）	それでは、議題1につきまして、委員の皆様にお諮りしたいと存じます。いかがでしょうか。
A委員	公開でいいです。
会長（市長）	公開という意見がございますが、いかがでしょうか。
	（特になし）
会長（市長）	特に公開で問題ないでしょうか。
F委員	公開でいいかと思えます。
A委員	専門部会でどのように言ったかはわかりませんが。
事務局	専門部会においては、お名前やご住所等をお出ししてご説明させていただきましたが、個人の情報が含まれておりますので慎重に取り扱った方がいいとの話になったかと思えます。
事務局	公開ということになりますと、お名前や話した内容等のすべてが

	公開されますので、審議内容は慎重を期した方がいいと思いましたが、事務局の考えです。
D委員	今、事務局が仰ったとおり、昨年5月に新個人情報保護法が改正されて、かなり個人情報については行政的にもチェックが入っておりますので、氏名や住所、生年月日、その他のものは全て個人情報ということで、保護に値するという法律ができております。公開としても、そういう部分については黒字で塗る等の何らかの方策をしないと、生のままで出すと問題があると私は思います。
会長（市長）	はい。只今の意見につきまして何かご意見等はございますか。
A委員	そうしましたら、我々が欲しいのは、事務局が持っている個人情報ですが、教えてくれない。教えてくれないと、誰が誰やら分からないため、住民としては大変困ります。その辺りはどうですか。
事務局	この審議の中では、非公開になった場合に、会議の中において、お名前やご住所、生年月日等の個人情報はお出しして、審議を諮っていただくこととなります。 ただし、公開する際は、お名前等が出てしまったり、活発なご意見が出るかと思いますが、そのご意見等が全て載りますので、取り扱いが非常に慎重になるものと考えております。
会長（市長）	確認ですが、この審議の中では全部公開で審議するのですか。
事務局	この審議といいますのは。
会長（市長）	この内容を実際に外に出す際には、個人情報に係るものは非公開にするということですか。
事務局	公開・非公開ということで、もし非公開となった場合に、再度お諮りしたい内容がございまして、今回判定に係る意見や市の方から意見を求められている件数の公開・非公開、この協議会の中の審議内容を非公開にしても、審議された結果、例えば全体で10件意見を求められた中で、5件は特定空家等に認められ、残り5件は経過観察するというような結果だけは公開するような方法があるかと思っております。その辺りも皆様にお諮りしたいところでございます。
A委員	私はそれで構わないと思いますが、例えばマスコミはどうするのですか。
会長（市長）	協議会内では公開でやって、外部には非公開となった場合に、今日は公開で開催していることは問題ないのですか。
A委員	そうですね。ここで公開にするとなっていたと思います。
事務局	今、傍聴人がお二人おられますが、傍聴人に対して傍聴を認めるか認めないかということに基づいて、傍聴を認めないということも可能だと思いますので、それについて審議会の中でご判断をいただいて、どうするかを決していただきたいと思っております。
D委員	私の考えでは、この中でも非公開でもいいと思います。

	<p>というのは、特定空家等かそうでないかというのは、客観的に物を見て判断するわけで、所有者が誰であるから特定空家等であるということはないので、特定空家等かどうかを判断するには、所有者等の情報は不要だと思います。</p> <p>そのため、不要な情報は私にも欲しくありません。この家は誰が所有者で、相続人が誰であるかというような個人情報は判断に必要ないと思います。私個人としては、あまりそういった情報は見たくないの、判断するために最低な情報は欲しいですが、個人の名前や相続人がどうであるとかは、私個人としては伏せて結構です。</p>
会長（市長）	只今のような意見がございしますが、どうですか。
A委員	<p>空き家であるため誰も住んでいない現状ですが、例えば隣の人が住んでいたとして、その空き家が誰のもので、その相続人が誰であるか分からない場合、そこで行政がちゃんと対応してくれるのであれば、先程の意見でも構わないと思います。しかし、結局誰かも分からないままで、いつまでも放置されるということになりますと、不安で一杯です。</p> <p>そして、先ほど言ったように、これは新居浜市の公開条例で当初から公開すると話されたと思いますので、二人の傍聴人が来てくれているわけですが、今回これは公開しないというようにするのですか。その辺りが不安です。</p>
会長（市長）	事務局で何か意見はありますか。
事務局	<p>はい。</p> <p>特定空家等の市から意見を求められている件数がこれだけあって、ここで話し合った内容は伏せるかたちで、その結果や協議会としてはこういう意見が出たということはお知らせできると思います。</p> <p>ただ、審議内容で先程ご説明し、ご指摘がありました。相続が発生した場合に我々がその関係者とどのような対応して、物件についてどのように調査して、経過がどのようなになっているまでのプロセスも考慮いただいた上で、判断していただければと思います。そこで個人の情報が入ってくるところがございしますので、その辺りは慎重な取り扱いが必要ではないかと考えております。</p>
A委員	分かりました。
F委員	最近、個人情報の保護が強化されたこともありまして、対外的には黒塗りで発信して、内部ではオープンでもいいと思っていましたが、会の中で説明する上で個人を特定しなくても説明が十分できるのであれば、公開しなくても不都合はないかと思っております。
会長（市長）	<p>はい、分かりました。</p> <p>お二人からご意見がございましたが、個人名等を公表しなくても</p>

	審議は可能ですか。
事務局	<p>空き家の資料を出すときに、どこに建っている物で、環境がどのような環境であるかということをお示ししたときに、公開をされますと、近所の方はその情報を仕入れることができます。個人名を伏せることは可能ですが、場所の特定を公開されることについて、明らかに具合が悪いため公開してもいいと判断になるのか、そこから類推されることが、個人情報の保護にあたるかどうかになってきます。</p> <p>そして、審議会で答申いただいた上で、最終的に市長の方が特定空家等として判断されるということで、会の中で、最終的な判断を下しているわけではございませんので、それについて場所を特定したことが外に発信されることが良いことか悪いことかということは、事務局で悩ましいところでございます。</p> <p>先程仰ったように、確かに所有者の関係等は黒塗りで構わないと思いますが、空き家の場所が公開されたことによって、特定空家等になれば助言・指導、勧告、命令に繋がっていきますが、その経過に色々な影響を及ぼさないかを事務局としては危惧しております。</p> <p>その点も踏まえて、審議会として判断を仰げればと考えています。</p>
F 委員	逆にいうと、特定空家等に指定されるとオープンにされるわけですか。その辺もまだ決めてはないですか。
会長（市長）	そこはどうですか。
事務局	特定空家等に認定した場合に、まずは自主的な改善を求めていき、その後に14条の措置に移っていきます。事務局としては、できるだけ所有者等の方に何とかして欲しいと考えているため、世間的に公表することは基本的に考えておりません。しかし、そのうち措置が進んで、命令や代執行というかたちになれば、必然的に公表しなければいけない部分が出てくるかと思えます。
会長（市長）	微妙ですね。どこで公表するかになりますね。 最初に決めないといけないですね。
F 委員	結局そこで公表されるのであれば、それまではクローズして、最終の行政代執行の段階でオープンになる可能性があるということですよ。
B 委員	<p>こういう審議をする際にはどうしても空き家の道路等を地図上で見たりとか、写真で判断したりとかを基に判断しないとイケなく、机上での審議になると思いますが、委員全員で現地へ行って判断することは難しいと思います。</p> <p>どうしても、こういったところは公開での審議になると思いますが、来られているマスコミの方には、そういった情報だけはオフレコという感じでしないと、多分全部を伏せて審議することはできな</p>

	いと思います。
会長（市長）	それは、住所は出すべきということですか、それとも名前も含めてということですか。
B委員	住所は別に構わないと思います。どうしても地図上で空き家の道路等についての審議になってくるとと思いますので、そこは伏せると審議できないと思います。
会長（市長）	まず住所が分からなければ、審議できないですね。
事務局	説明には、ここにいらっしゃる委員の皆様にはすべての資料をお見せするようになりますが、取り扱いを慎重にするのであれば、会議に出てくる情報について、傍聴人を含めて対外的にお知らせできないというかたちになるかと思います。また、協議会としてはこういう意見が出たということは、公表は可能かと思います。
F委員	個人的には、危険度の判断をする上で、場所の特定が当然ないと、前面道路や通行量等で危険度を判断していくわけで、場所の特定等の物理的な特定は必要だと思います。その審議の中で、所有者が誰であるか、相続人が何名で、どんな人がいるかまでは必要がないわけでありまして、そこまで公表する必要はないと思います。個人情報でいえば、住宅地図で場所を示したからといって個人情報にならないわけですので、最終的に行政代執行になった場合でも、どの場所でどの家になったくらいは公開してもいいかと思います。所有者が誰であって、借家かもしれませんし、空き家なので土地の所有者も分からないと思いますが、そういった個人情報まではこちらからオープンにする必要は全くないと思います。
事務局	元々、事務局から審議事項の公開・非公開ということを、審議事項に出させていただきました大きな理由は、審議会の中でどの情報が必要かは事務局と委員の間でやり取りができるかと思いますが、傍聴人がいらっしゃいますので、例えば審議内容がこのまま公開ということで進行しますと、情報が出るかどうかは我々の判断ではなく、傍聴人の判断になるかと思います。そこで、審議会として傍聴を認めるのか、その議事録について、当然我々は公開条例に基づいて審議会の内容もすべて公開としていますことから、公開が妥当であるかどうか、委員に対して情報を出すか出さないかという話ではなく、この審議自体を内容として外に公開するのকাশないのかという意味合いで、事務局としては委員の方にお問いかけをしたということでご理解をいただければと思います。
事務局	失礼します。 A委員様のお時間が参りましたので、退席させていただきます。
	（ここでA委員が退席。）
会長（市長）	色々な意見がありますが、審議する上で必要な事項は当然出さな

	<p>いといけません、誰であろうと建物自体を判断するので、名前まで出す必要はないと思います。委員もそれを知らない方が返っていいのではないかと思います。</p> <p>最終的に代執行になれば当然所有者を決めて、代執行にしないといけないので、それは手続きとして当然出てくると思うので、それまでは必要ないものは出す必要はないと思いますが、いかがでしょうか。他の委員からご意見はございますか。</p>
G 委員	<p>空家等対策協議会設置要綱の中の所掌事務の中で、本会の所掌事務は2つあります。</p> <p>第1項では、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施について協議を行うということで、これは個人情報に絡むものではありませんので、当然公開になるものだと思います。</p> <p>第2項では、空家等の適正な管理に関する事項について協議することができるということが定められています。この中でおそらく、先程から問題になっております、個人情報の取り扱いに係る案件が出てくるものでないかと思います。個人情報保護につきましては、守られるべきであるということが大原則であると思われるので、本日の会議では当協議会の開催する議案・案件によって公開にし、個人情報が絡むものについては非公開で会を行う。もちろん、その中で会で取り扱う資料については、個人情報はオープンで審議いただくということで、公開・非公開については審議する案件によって、会長が判断するというので、会の総意として決定すればいいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
D 委員	<p>協議の中で、個人情報を提供するというかたちになって、例えば、その中で相続人の名前が出てきて、身内であれば忌避事由になって、審議にも加われないかと思ったりもします。また、あまり名前を具体的に出すと、絶対ないとは思いますが、利害関係等が発生してしまうことも考慮する必要があると思います。</p> <p>つきましては、私個人の意見としては、そういった情報は要りません。空家が客観的に見れたら結構だと思います。</p>
事務局	<p>資料としては、この会の前段で用意をしていますので、その際にどうするかは議論いただければいいと思います。</p> <p>まずは、次の議題の特定空家等の判定に対する意見を委員内で審議していただく中で、それを公開にすべきか、若しくは非公開にすべきかで、もちろん場所も含まれますので、それについてどうするかについて決していただいた上で、会議の運用の仕方について審議しないと、今はその部分をどうしていくのかというのが一番重要なところだと思っています。今後続いていく中で、場所の特定も含めてそれを個人情報として扱って、我々の資料の中で、名前や住所</p>

	<p>等を一切出さないというところは可能でございますので、今後そのやり方で運用していくことも可能だと思いますし、やり取りを場所だけの問題になってくるかと思いますが、そうした場合にどうしようかというようになってきます。</p>
会長（市長）	<p>事務局の案としては、当初本会の資料を作る上でどのように考えていたのですか。</p>
事務局	<p>概要として、登記されているか否か、どういう建物であるか等の建物の情報、所有者の情報、今までの所有者等とのやり取り等の経過をご説明申し上げて、その上で職員が行った建物の判定調査の内容、そういったものを地図、平面図、写真等を用いて皆様にご説明申し上げて、我々が判定した結果に対して意見をいただくということを考えて資料を作っておりますので、現在差し替えを行っていますが、個人のお名前が入っている部分もございますので、そこを消した資料を準備しております。</p> <p>ただし、所有者の名前や相続人の人数等も入っておりますので、すぐに消すことはできません。</p>
会長（市長）	<p>今言ったような状況で、今日準備した資料には既に個人情報が入っており、審議の中では全部明らかにした上で、審議していただくことを考えていたということですね。</p> <p>事務局から説明があったように、会自体を非公開にするのも一つの方法としてあるわけですが、個人情報のところを全部消して審議するのか、会そのものを非公開にするかを判断していただきと思います。</p> <p>委員の方も個人情報を知りたくないという考えの方もいますので、この中で異議を申しただけければと思いますが、何かございますか。</p>
E委員	<p>非公開にすることは可能なのですか。</p>
会長（市長）	<p>審議する内容によっては非公開も可能ということになっておりますので、それはそこで審議していただければと思います。</p>
E委員	<p>私の意見は、場所の特定は誰でも見ることができるので、ここで審議していただいて、個人の名前等は黒塗りで進める方がいいのではないかと思います。</p> <p>基本的には公開ということで、会議の中で具合の悪い資料があるのであれば、非公開にして臨機応変に考えたらいいと思います。</p>
会長（市長）	<p>今のような意見が出ましたが、事務局としてはそれで対応できますか。</p>
事務局	<p>はい。しかし、資料の整理に時間をいただく必要があります。</p>
会長（市長）	<p>というように進めさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
会長（市長）	<p>それでは15分ほど休憩に入ります。</p>



	(15分間休憩)
事務局	大変お待たせいたしました。 資料の準備が整いましたので、再開させていただきます。よろしくをお願いいたします。
会長(市長)	お待たせいたしました。 それでは、個人情報是非公開とし、件数等は公開するということで、議題2「特定空家等の判定に対する意見について」でございます。 今回、市から調査のうえ特定空家等と判定した5件に対して意見を求められております。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。 議題2につきましては、先日の文書でお知らせいたしましたとおり、市から特定空家等の判定について諮問があり、2月5日に開催しました専門部会において、ご意見をいただいております。 本日は、諮問のありました空家等について、それぞれご説明をいたしまして、いただいたご意見を報告させていただきます。 只今から、判定した空家等についての説明を行います。 まず1件目の空き家でございます。これにつきまして、判定を行いました職員の方から調査内容についてご説明いたします。 (説明) 1件目については、以上になります。
会長(市長)	1番目の空家等について、皆様から何かご意見等はございますか。
	(特になし)
会長(市長)	専門部会の判断のとおり、特定空家等に認められるということでよろしいでしょうか。
	(特になし)
会長(市長)	ありがとうございました。 それでは、引き続きまして、2番目の案件について説明等をお願いします。
事務局	それでは、調査の内容についてご説明いたします。 (説明) 以上です。
会長(市長)	2件目の案件について、皆様から何かご意見等はございますか。
	(特になし)
会長(市長)	特にないようでしたら、特定空家等に認められるということでよろしいでしょうか。
	(特になし)
会長(説明)	ありがとうございます。 それでは、3番目の案件について説明等をお願いします。

事務局	<p>続きまして、3件目のご説明をさせていただきます。</p> <p>(説明)</p> <p>以上です。</p>
会長(説明)	<p>3件目の案件につきまして、何かご意見等はございますか。</p>
	(特になし)
会長(説明)	<p>ないようでしたら、特定空家等に認められるということによろしいでしょうか。</p>
	(特になし)
会長(説明)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、4番目の案件についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、4件目の調査内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>(説明)</p> <p>以上です。</p>
会長(市長)	<p>4件目の案件について、何かご意見等はございますか。</p>
	(特になし)
会長(市長)	<p>特にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、4件目も特定空家等に認められるということとさせていただきます。</p> <p>最後の物件についての説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、5件目の調査内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>(説明)</p> <p>以上です。</p>
会長(市長)	<p>それでは、先程の判定につきまして、何かご意見ございますか。</p>
	(特になし)
会長(市長)	<p>ございませんようでしたら、特定空家等に認められるということで答申させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
	(特になし)
会長(市長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で5件すべての了解をいただいたわけですが、協議会の意見として、専門部会で審議された意見を市の方に答申してもよろしいでしょうか。</p>
	(特になし)
会長(市長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今後の対応と特定空家等の調査の概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後は、この5件について現地を確認のうえ、市において特定空家等の判断を行い、資産税課に連絡いたします。また、再度、所有</p>

	<p>者等に対して、自主的な改善を依頼いたします。この依頼は、特定空家等と判断したこと、改善がみられないときは空家法第14条の措置を行うことを記載した文書で、措置の流れを説明した文書を添付して送付する予定です。</p> <p>続きまして、特定空家等の調査の概要について、ご説明いたします。</p> <p>(説明)</p> <p>以上で、特定空家等の調査の概要について、説明を終わります。</p>
会長（市長）	<p>特にございませんでしょうか。</p>
	<p>(特になし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上ですが、折角の機会でございますので、皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。</p>
F 委員	<p>1点だけですが、5ヶ所についての検討をしまして、今回特定空家等と認められるということになりましたが、ここに至るまでに所有者等を確認しまして、所有者等に接触して、結局は改善が見られないということで、今回ここに挙がってきたわけでありまして。今後は、見ていただければわかりますとおり、今回は非常に危険度が高く、特に4件目の建物は前面道路に小学生等の交通弱者が通るような所に位置しています。</p> <p>特定空家等に認定されると助言・指導、勧告、命令、行政代執行と進んでいくわけですが、粛々と進めていただきたいということでもあります。時間的猶予はおそらくあまりないのではないかと思います。</p> <p>その中でよく言われるのが、特定空家等の行政代執行で行政が壊すとなると、税金で壊してくれるのではないかと勘違いする方がいて、延ばし延ばしにする人がいますので、</p> <p>所有者等に対して、いずれは請求がくるということできっかりと説明をした上で、自主的な取り壊しをお願いしたいです。</p> <p>確か県内でも、松山市と四国中央市が特定空家等の指定を何ヶ所かされたことを聞いておりますので、新居浜市も時間を延ばし延ばしにすることなく、粛々と進めていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長（市長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回このようなご意見をいただきましたので、早急に検討させていただきたいと思っておりますので、まずは今回特定空家等と認められるというお答えをさせていただいて、できればご本人の方で建物を壊してくれるように進めていきますが、ある一定の段階で予算等を相談して次のステップに進めていけたらと思っております。ありがとうございました。</p>

	他に何かございませんか。
	(特になし)
会長（市長）	私の方から、昨日市政モニターの会がございまして、空き家対策の話が出てまいりまして、その時にある方から、隣やその隣も空き家なのですが、その人も所有者が分からないということで、空き家対策班に行ったら、先程問題になった個人情報の関係で所有者等を教えることはできませんということだったので、個人情報はどうにかならないのかという話でした。その人達は所有者が分かれば、本人が相手方に対して申し入れをしようと考えているようです。しかし、それは個人情報としてはできないと思いますが、そのことについて申し入れをした人から話があったことを、相手方に対して伝えることはできると思います。それを事務局はしていますか。
事務局	はい。
会長（市長）	何故それに対しての回答を返していないのですか。
事務局	相談をいただいた物件については、現地や所有者等の調査を行います。それで、所有者等の方に対して、近隣からの相談が寄せられていることを明記し、我々が調査した範囲で建物の不良個所を記載した文書をお送りしています。直接の連絡先が分かった場合には、電話等で話をしたり、面談するようにはしていますが、送る文書の中には、今後連絡を取る必要がございますので、住所や連絡先等について教えてくださいというものと、近隣の方から連絡を取りたいという要望があった場合にはお知らせしてもいいかどうか、もし、相続が発生している場合には他の相続人にお知らせしてもいいかどうかということ、アンケート的に書いていただけるようなものを同封しております。そこで了解を得られたものに関しましては、相談者の方が必要とされるのであれば、その情報をお渡しするようにはしております。
会長（市長）	当然了解は得られないですね。
事務局	得られる場合がありますが、得られない場合の方が多いです。
会長（市長）	個人情報保護の限界を感じますが、そういったことがモニターから意見がありました。 もし、そういった人から相談があった場合には、個人情報ということで教えられないということだけでなく、市が対応をしていることをできるだけ丁寧に説明していただければと思います。
F 委員	四国中央市の方で啓発冊子の作成を検討している情報がございまして、不動産鑑定士協会や建築士会、司法書士会等で相談の窓口があると思いますが、そういったことを入れた冊子になるようです。新居浜市におきましても、私も市報で何度か見たことはありますが、税金で壊してくれる等と勘違いしている方もいますので、啓蒙自身

	<p>も非常に大事であると思います。近々、四国中央市で冊子ができるとお思いますので、参考にして、良いところは取り入れて、新居浜市も啓蒙事務に十分力を注いでいただければ、空き家も少しずつなくなってくるのではないかと思います。</p>
会長（市長）	<p>ありがとうございます。事務局の方で考えていただければと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
	<p>（特になし）</p>
会長（市長）	<p>それでは特にないようでございますので、長時間に渡りましたが、本日の議事を終了させていただきます。色々とありましたが、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>委員の皆様、非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。また途中、長時間お待たせいたしましたして申し訳ございませんでした。</p> <p>ここで、委員の任期につきまして建築指導課長からお願いがございます。</p>
事務局	<p>委員の任期につきましては、今年の3月で終了となります。次期の委員のご推薦をいただくよう諸準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、法務局の方から協議会の委員に参加したいとの申し出がありましたので、調整をして決定したいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>第4回の協議会につきましては、1か月後の3月23日、金曜日、10時からこの応接会議室で開催する予定でございます。</p> <p>皆様には、改めてご案内いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上で本日の会は終了させていただきます。長時間にわたりお疲れさまでございました。ありがとうございました。</p>